自転車を活用した観光地域づくり事業に関する
外国人を活用したSNSによる情報発信・泉州ファンづくり業務
仕様書

1. 業務名称

外国人を活用したSNSによる情報発信・泉州ファンづくり業務

2. 目的

一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューロー（以下「当法人」という。）は、泉州地域の観光地域づくり事業の一環として、外国人旅行者に、自転車を活用し、ストレスなく泉州地域の周遊観光を楽しんでもらい、地域への消費活動を促進することに取り組んでいる。

今回の業務では、泉州地域への外国人旅行者の誘客と消費促進の仕組みづくりの一環として、外国人旅行者に強い影響と動機を与える「公式facebook（英語版）」を立ち上げ、外国人の目線を意識した上で運用を行うことで、泉州に対する親しみと共感、来訪意欲を促進し、実際の誘客を図っていくこととしたい。

3. 業務概要

本業務は、KIX泉州ツーリズムビューローの公式facebook（英語版）アカウントの立ち上げ、定期的なfacebook（英語版）ページへの記事の投稿、Facebookページの運用管理、監視、対応、記事を制作する上で必要な取材、facebookページへの流入増加施策、データに基づいた定期的な運用に関する報告、当法人が追加投稿する場合の運用マニュアル、訴求力のある投稿のためのポイント集の制作などを包括した業務全般をいう。

4. 業務履行期間

契約締結日から2021年3月12日まで

5. 予算額

委託料の上限は、以下のとおりとする

2,000,000（円）（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6. 業務方針

（1） 契約期間　　契約締結日から2021年3月12日まで

＊契約期間とは、期間中の運用実績などに関する報告書（日本語）を提出すべき期間のことをいい、最終期日は、2021年3月12日とする。

（2） 使用言語　　英語

（3） 主なターゲット　欧米豪、英語を第一言語とするアジア圏の国

（4） 当業務に対する考え方

当法人は、観光庁から登録を受ける観光地域づくり法人（旧 DMO 法人）に指定されているが、その重要な役割の一つに「地域の観光情報の一元管理、発信」があげられる。現在、当法人ではその情報の一元管理、発信の仕組みづくりの一つとして、外国人向けホームページの開設準備を進めているが、ホームページは、カテゴリーごとの情報の集約、ストックができることや、API 連携などホームページ内で表現できることが多いという強みがある反面、コンテンツ自体が、SEO で評価されるのには時間がかかり、ユーザーとのタッチポイントが少なく、ファン形成には不向きであるという弱点もある。

一方、SNS は、タイムリーで旬な情報を素早くマーケットに投下することができる上に、ユーザーとのタッチポイントが創出でき、ファン形成に寄与しやすい。又、ニーズのある特定のユーザーへ興味を喚起する施策を施すことができるという強みもある。
更に SNS の高品質な運用は、ブランディングの観点や、Google ポリシーの基準からみてもホームページの価値の向上にも影響を与える重要なファクターである。
このようにホームページの弱点を補完し、更に、その価値を高める高品質な SNS の運用の仕組みをつくる当業務は、泉州の魅力的な観光資源を、適切に発信、誘客しファンを作る上で極めて重要な位置づけにあると考える。

7. 業務内容と企画提案における留意点

（1） Facebook（英語版）の立ち上げ業務

ア. Facebook（英語版）の新規アカウントの立ち上げ

・立ち上げるにあたり、アカウント名の提案を行いその理由を明示すること。
ただし、最終的には当法人と協議の上、決定すること。

イ. Facebook（英語版）への記事の投稿

・欧米豪の外国人を中心にライターをアサインし、記事を作成し投稿すること。
テーマは問わないが、ブランディングの観点から意図の感じられる統一感のある記事、日本に興味のある欧米豪を中心とする旅行者の嗜好を考慮した記事、将来にわたり連続性があり、ストーリーが感じられる深みのある記事、泉州を一体的にとらえ、交通手段の明示や、特別な体験という視点に重きを置いた具体的な旅の楽しみ方を提案する、旅行者目線の記事など、工夫されたものを作成し投稿すること。
尚、来年度以降も見据え、今回の企画提案でその案を提案すること。
・投稿の回数、投稿ごとの記事のボリュームの目安について、その内容を具体的に明示すること。
・投稿する記事について、確認用として、日本語訳を都度、提供すること。
・人物に関連する記事については、内容も含め本人に確認を行い、その承諾を得た上で投稿すること。
・投稿に付随する写真などのデータについては、受託事業者にて入手することとし、掲載に関して権利関係が発生する場合、その取得、移譲の手続きに

ついては受託事業者がそのすべての責を負うものとする。

・公序良俗に反する内容、逆説的なストーリーに繋がる表現を除くネガティブな内容、誹謗中傷、政治的主張など、当事者以外の第三者の権利を侵害する内容及び、当法人に重大な損害をもたらす内容の掲載は、絶対的禁止事項とし、その権利の侵害があった場合は、法的措置を講ずるものとする。

ウ. Facebook（英語版）の運営管理・監視・対応

・バグへの対応、外部脅威の監視・対応などページの品質管理を徹底し、ユーザーの満足度を向上させる対応を適切に行うこと。

・上記対応を行うべく、その社内体制を企画書に明示すること。

（2） Facebook（英語版）への流入増加施策

ア. 流入増加施策の実施

立ち上げ時には、継続的な投稿だけでは、ページ自体を認知させることは難しいため、閲覧を待つのではなく、こちらから興味・関心のありそうなユーザーに対し、情報を届け、ファンづくりに資する手法を提案すること。

イ. 目標の設定

増加施策自体の定量的目標（KPI）、及び、そこから派生し得られるエンゲージメントなどに関する定量的目標（KPI）を具体的に明示すること。

（3） データに基づく運用報告

ア. 定期報告

運用期間中に得られる各種データに基づく分析結果を、定期的に報告書にて報告を行うこと。又、その分析、報告の頻度を明示すること。

イ. 改善提案

ア. の分析に基づき、現状が望ましい状態から乖離している状態の場合は、その欠缺している要素を明らかにし、対策を講じること。

（4） 運用マニュアル・ポイント集の作成

ア. ビューロー職員による投稿

運用期間中に、特別なトピックス、情報を発信する必要が発生した場合に、対応ができるよう、マニュアルを作成すること。

イ. Facebook 投稿に関するポイント集

アのマニュアルとは別に、外国人向けに効果的な記事を投稿する為のポイント集を作成すること。

8. 成果物について

（1） 成果物の内容

ア. 投稿記事（Real Article） *掲載時に都度納品されたものとみなす。

イ. 投稿記事をまとめたもの。

ウ.　データに基づく運用報告をまとめたもの　＊定期報告分をまとめた総括

（2）成果物の納品形態・期日・数量

ア.（1）ーアについては、掲載の都度、日本語の確認用記事を提供すること。
イについては、それぞれ英語版、日本語版を納品すること。

イ.　イ、ウについては、2021 年 3 月 12 日を納品期限とする。

ウ.（1）ーイ、ウに関して、PPT を PDF 形式にまとめ、印刷したもの 9 部、又、当該データをメールにて、ならびに CD-RW などの記憶媒体に格納し 9 部納品すること。

エ.（1）および（2）の条件に見合わない納品がなされた場合、その内容、数量などの不足に対し、相当の期間を定め、その修正、追加の催促ならびに、遅延に対する督促を当法人は行うものとし、その期間を超えてなお条件に見合う納品がなされない場合は、当法人による契約の解除ができるものとする。

9. 実施体制などの要件

（1）7に関するそれぞれの業務を確実に履行できる体制を設け、明示すること。

（2）7に関する業務にあたり、受託業者において、統括責任者、主任担当者、各専門分野担当者、及び複数の外国人で構成されるチームを当プロジェクトに対する専任チームとして立ち上げ、その体制を明示すること。

10. 新型コロナウイルスに対する対応について

当面、世界のマーケットにおいて共通の影響を与え続けると予想される新型コロナウイルスに対し、当法人や受入事業者との打ち合わせの進め方、ならびに取材時に感染リスクを回避する対策を明示すること。

11. KPI について

定める KPI については、記事ごと、施策ごとにできるだけ詳細に定めること。
又、設定した KPI の数字を実績が割り込む場合も、契約上の、不履行とはみなさないが、社会情勢や、疫病などの特殊なリスクを差し引いてもなお、社会通念上、望ましい状態と大幅に乖離がある場合は、都度原因を分析し、対策を講じること。

12. 費用の算出（見積りについて）

各業務に関わる必要経費については、その一切を見積りに計上するものとする。

13. 著作権の譲渡について

（1）本業務を遂行するに当たり、新たに発生した、記事テキスト、静止画、動画（ショートフイルム含む）、ロゴなど一切の著作権その他の権利については、掲載された時点から以降、当法人に帰属するものとするが、掲載後、第三者との間において疑義が生じた場合は、その権利は記事掲載者に復するものとし、当該疑義について責任をもって解決に努めること。

（2） 本業務の範囲内で、第三者が権利を有する著作物、又は、知的所有物を利用する場合は、受託事業者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、 使用許諾契約に関わる一切の手続きを行うこと。

（3） 制作物が著作物に該当する場合において、当法人が当該著作物を利用目的の実現のためにその内容を改変することができるものとし、その詳細については、受託業者と当法人の間で協議するものとする。

（4） その他制作物の一切の構成要素に関する権利は、当法人に帰属するものとし、当法人以外の第三者による使用、改変は原則不可とする。ただし、当法人が認めた場合はこの限りではない。

14. 特記事項

（1） 業務全般において、受託事業者は、本業務を実施する当法人と十分調整を行うものとする。

（2） この仕様書に定めない事項については、両社協議の上、定めるものとする。

（3） 外国人を活用した SNS による情報発信・泉州ファンづくり事業は、次年度以降も継続して実施していく予定である。

以上